

「深谷商工会議所会員企業情報展示サービス」 運用規程

1. 当サービスは、深谷商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。
よって、原則として、深谷商工会議所会員事業所以外の利用は認めない。
2. 当サービスは、深谷商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための会社案内及び広告紙等書類を深谷商工会議所会員企業情報展示コーナーに展示するものである。
3. 展示物（会社案内及び広告紙等）については、その内容または作成責任を有する企業などに対して信用を供与するものではない。また、下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ①政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - ②個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ③公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
 - ⑤誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑥他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他、深谷商工会議所が適当でないと認めるもの
4. 展示物（会社案内及び広告紙等）サイズについては、カタログ・チラシのサイズはA4版以内とし、A4版以上の場合は、半分に折って展示する。
5. 展示物（会社案内及び広告紙等）の募集・募集企業数については、広報・ホームページにより、募集をする。募集企業数は、先着順とし、展示期間終了後、随時展示を募集する。
6. 展示期間については、原則2か月以内とする。（多数の場合は、期間短縮あり。）
7. 展示物の搬入・撤収については、展示期間に沿って、展示開始日に展示する。（事前搬入可）期間終了後、パンフレット等は撤収する。（原則返却しない。返却が必要な場合は、期間最終日に当該企業が撤収する）
8. 展示費用については、無料とする。
9. 展示物（会社案内及び広告紙等）およびその内容に関する責任は、一切事業主および広告主に帰属する。
10. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは展示企業で誠意を持って対応することとする。また、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、深谷商工会議所は一切の責任を負わないこととする。
11. この運用規程に同意した場合、別紙申込書に署名捺印し、深谷商工会議所担当課に提出する。本書類の提出は、申込時に毎回提出する。

【担当課】深谷商工会議所・総務課 TEL：048-571-2145 FAX:048-571-8222